

22 代言人規則増補伺

[明治十年十二月]

第四千八百四十七号

(注記1) (牟田口) (注記2) (井手)

代言人規則増補之儀ニ付伺

(注記3) 代言人規則中別紙之通第十七条追加致度此段相伺候至急御指揮有之度候也

明治十年十二月廿二日

司法卿 大木喬任

(注記4) 太政大臣 三條實美殿

伺之趣聞届候事

明治十年十二月廿七日

(注記5) (注記6)

代言人規則

第十七条 代言人検査ノ儀ハ第一条ノ外時宜ニ依リ当省ニ於テ直ニ之ヲ検査スル事アルヘシ

(注記7) 明治十年十二月二十五日 同廿七日来

(牟田口) (注記8) (中村) (注記9)

司法省伺代言人規則増補之儀

書記官

(藤谷) (金井)

閣

大臣

花押

(三條) (岩倉)

参議

(天久保)

(大隈)

(大木)

(伊藤)

(寺島)

(黒田)

(山縣)

卿輔

(注記10)
明治十年十二月廿五日

(注記11)

法制局 (尾崎)

(廣田)

別紙司法省何代人規則増補ノ義ハ差問ノ廉無之二付御裁可相
成可然哉御指令案取調仰高裁候也

御指令案

伺之趣聞届候事

明治十年十二月廿七日 (井手)

「本局」

(注記9)

(日蓮)

(注記10)

「法制局第百卅六号」

(注記11)

(幸田)

〔明治十年十二月
公文録 司法省之部 全〕
2A, 9, 2126

(注記1)

「法制局第百三十六号ノ十二月廿五日ノ法制局受付印」

(注記2)

(渡田)

(注記3)

「法制」

(注記4)

「批文」

(注記5)

「四」(簿册内件名番号)

(注記6)

「第(二百)(廿)号」

(注記7)

「司二百十四号」

(注記8)